

○愛媛県公営企業告示第13号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年10月18日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

随意契約に係る特定役務の 名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の 名称及び所在地	随意契約の相手方を 決定した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
公営企業管理局次期財務会 計オンラインシステム構築 業務委託 一式	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F	令和6年10月3日	西日本電信電話株式会社 四国支店 支店長 鈴木 裕二郎 愛媛県松山市一番町四丁目3番地	37,950,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。